

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C5967-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換標準－第1部：曲げ損失低減形マルチモード50 μmコア光ファイバ－光学互換標準の通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Fiber optic connector optical interfaces – Part 1: Enhanced macro bend loss multimode 50 μm core diameter fibres – General and guidance	光ファイバコネクタを製造又は使用する際、挿入損失及び反射減衰量は重要な性能項目である。このため、曲げ損失低減形マルチモード光ファイバ同士の接続における、代表的な光学性能である挿入損失及び反射減衰量に影響を与える各種パラメータ、その等級、試験方法などについて、IEC 63267-1(以下、対応国際規格という。)が2023年に制定された。このような状況から、我が国の製造業者及び使用者にとっても重要な事項が定められた対応国際規格を基礎としてJISを制定する必要がある。	国際規格に合わせたJISを制定することによって、光ファイバコネクタ製品の光学性能及びその性能を満足するためのパラメータを国際的に整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られる。これによって国内市場の活性化及び国内企業の海外市場への参入を促すことが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・構成 ・基準点 ・試験方法 ・光学互換標準の等級 ・主要パラメータ ・材料	—	IEC 63267-1:2023 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Fibre optic connector optical interfaces – Part 1: Enhanced macro bend loss multimode 50 μm core diameter fibres – General and guidance	IDT	第2条の該当号：1(等級、性能) 対象事項：光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点： キ 欠点： いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月
JSA	06 電子	制定	C5967-2-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－曲げ損失低減形マルチモード光ファイバコネクタ光学互換標準－第2部：50 μmコアPC端面光ファイバの接続パラメータ－直角	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for enhanced macro bend multimode fibres – Part 2-1: Connection parameters of physically contacting 50 μm core diameter fibres – Non-angled	光ファイバコネクタを製造又は使用する際、挿入損失及び反射減衰量は重要な性能項目である。このため、直角PC(Physical Contact)端面をもつ曲げ損失低減形マルチモード光ファイバ同士の接続における代表的な光学性能である挿入損失及び反射減衰量の要求を満足するための各種パラメータについて、IEC 63267-2-1(以下、対応国際規格という。)が2024年に制定された。このような状況から、我が国の製造業者及び使用者にとっても重要な事項が定められた対応国際規格を基礎としてJISを制定する必要がある。	国際規格に合わせたJISを制定することによって、光ファイバコネクタ製品の光学性能及びその性能を満足することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られる。これによって国内市場の活性化及び国内企業の海外市場への参入を促すことが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・挿入損失及び反射減衰量の等級 ・挿入損失及び反射減衰量の等級に適合するための要求事項	—	IEC 63267-2-1:2024 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for enhanced macro bend multimode fibres – Part 2-1: Connection parameters of physically contacting 50 μm core diameter fibres – Non-angled	IDT	第2条の該当号：1(等級、性能) 対象事項：光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点： キ 欠点： いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C5967-2-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－曲げ損失低減形マルチモード光ファイバコネクタ光学互換標準－第2－2部：50 μmコアPC端面光ファイバの接続パラメータ－基準接続用直角及び斜め	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for enhanced macro bend multimode fibers – Part 2-2: Connection parameters of physically contacting 50 μm core diameter fibers – Non-angled and angled for reference connector applications	光ファイバコネクタを製造又は使用する際、挿入損失及び反射減衰量は重要な性能項目である。このため、基準接続用直角PC (Physical Contact) 及び斜めPC端面をもつ曲げ損失低減形マルチモード光ファイバ同士の接続における代表的な光学性能である挿入損失及び反射減衰量の要求を満足するための各種パラメータについて、IEC 63267-2-2 (以下、対応国際規格という。)が2024年に制定された。このような状況から、我が国の製造業者及び使用者にとっても重要な事項が定められた対応国際規格を基礎としてJISを制定する必要がある。	国際規格に合わせたJISを制定することによって、光ファイバコネクタ製品の光学性能及びその性能を満足するためのパラメータを国際的に整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られる。これによって国内市場の活性化及び国内企業の海外市場への参入を促すことが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・性能等級 ・説明 ・性能等級に適合するための要求事項 ・挿入損失測定不確かさへの影響 ・外観検査	—	IEC 63267-2-2:2024 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for enhanced macro bend multimode fibres – Part 2-2: Connection parameters of physically contacting 50 μm core diameter fibres – Non-angled and angled for reference connector applications	IDT	第2条の該当号：1 (等級、性能) 対象事項： 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点： キ 欠点： いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5925-5	光伝送用WDMデバイス—第5部:シングルモード光ファイバビッグテール形中規模1×N DWDMデバイス	Fiber optic WDM devices – Part 5: Non-connectorized single-mode fiber optic middle-scale 1xN DWDM devices	この規格は、屋内環境条件で光ファイバを用いた光伝送に使用するシングルモード光ファイバビッグテール形中規模1×N DWDM デバイスの定格、光学特性、耐環境性及び耐久性について規定した規格で、2014年に第2版として発行されたIEC 61753-081-2(以下、対応国際規格という。)を基に2020年に改正したものである。 その後、2023年に対応国際規格(61753-081-02)が、光学特性における挿入損失、チャネル均一性などの各試験項目における測定の不確かさなどについて、技術の進展に対応した内容に改訂された。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに近年の技術の実態に即した内容とするため、この規格を改正する必要がある。	この改正によって、シングルモード光ファイバビッグテール形中規模1×N DWDMデバイスの国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・光学特性において、挿入損失、チャネル均一性、通過帯域リップル、偏光依存性損失(PDL)並びに最大入力光パワーの各試験項目における規定値及び測定の不確かさを、最新の対応国際規格に整合させて近年の技術の実態に即した値に改める。 ・耐環境性及び耐久性において、光ファイバクランプ強度の試験条件を、最新の対応国際規格に整合させて、軸方向引張りから繰返し曲げ(ブーツ付きの場合)に改める。	—	IEC 61753-081-02:2023 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Performance standard – Part 081-02: Non-connectorized single-mode fibre optic middle-scale 1 x N DWDM devices for category C – Controlled environments	MOD	第2条の該当号: 1(性能、耐久度) 対象事項: DWDMデバイス	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月
JSA	06 電子	改正	C6825	光ファイバ構造パラメータ試験方法—光学的特性	Test methods for structural parameters of optical fibers—Optical characteristics	この規格は、シングルモード光ファイバ、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ、全プラスチックマルチモード光ファイバ及びビントラコネクション光ファイバの素線及び心線の光学的特性に関わる構造パラメータの試験方法について、IEC 60793-1-1:2017及びIEC 60793-1-43:2015～IEC 60793-1-45:2017を基に2020年に改正されたものである。 その後、光ファイバの主要なパラメータであるカットオフ波長試験方法を規定しているIEC 60793-1-44が、試験方法の明確化及び補助手法の整理のため、試験構成図の追加や曲線近似法の参考化などの改訂が2023年に行われ、また、モードフィールド径試験方法を規定しているIEC 60793-1-45が、測定精度の向上及び条件の標準化のため、検出器配置条件の見直しや推奨値の明示などの改訂が2024年に行われた。このような状況から、我が国においても対応する国際規格との整合及び近年の技術の実態に対応した規格とするため、JISを改正する必要がある。	本規格は、各種パラメータ、等級、用語の定義及び試験方法について規定したことで、国際標準との互換性が高まり、JISで製造及び試験された製品が、そのままの国際規格に適用されるので海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおりである。 ・カットオフ波長の試験方法において、カットオフ波長の概念を明確にするため、カットオフ波長の種類と試験方法の概要の内容が明確となるよう書き改めるとともに試験構成および測定原理を視覚的に示す図を追加して理解しやすい表記に改める。 ・カットオフ波長の試験方法の関連事項として規定していたカットオフ波長試験精度向上のための曲線近似法の附属書を、本手法が測定精度向上を目的とした任意(optional)の補助的手法であり、標準的な試験方法ではないことを明確化するため、規定から参考の附属書へ改める。 ・モードフィールド径(MFD)の試験方法のうち、方法Aのファーフィールド操作法の要求事項を規定している附属書において、モードフィールド径計算時の誤差を保証するため、検出器と光ファイバ端面の距離(distance = d)を現行の条件式($d > 2wb/\lambda$)から、新たに $d = K \times 2wb/\lambda$ で定義し、解像度係数 Kを導入するよう改める。 ・同方法Aのファーフィールド操作法の要求事項を規定している附属書において、参考情報として記載されているダイナミックレンジや最大走査半角などについて、光ファイバの種類によらず測定条件を標準化するため、これらの推奨値を新たに提示する。	—	(1)IEC 60793-1-1:2022 Optical fibres – Part 1-1: Measurement methods and test procedures – General and guidance (2)IEC 60793-1-43:2015 Optical fibres – Part 1-43: Measurement methods and test procedures – Numerical aperture measurement (3)IEC 60793-1-44:2023 Optical fibres – Part 1-44: Measurement methods and test procedures – Cut-off wavelength (4)IEC 60793-1-45:2024 Optical fibres – Part 1-45: Measurement methods and test procedures – Mode field diameter	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6831	光ファイバ心線	Jacketed optical fibers	<p>この規格は、マルチモード光ファイバ素線及びシングルモード光ファイバ素線の外傷からの保護を目的とした、ポリアミド樹脂などの2次被覆を施した光ファイバ心線について規定したもので、2001年に改正されたものである。</p> <p>今回、対応国際規格 IEC 60793-2:2019において、2種の素線に加え、イントラコネクシオン用光ファイバ素線及び偏波保持光ファイバ素線の追加など、近年の技術動向および実際の使用状況を踏まえ改訂を行った。このような状況から、我が国においても対応する国際規格との整合及び近年の技術の実態に対応した規格とするため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>規格の改正により、より広範な用途や技術への対応が可能となることで、国際標準との互換性が向上し、国際競争力の強化および国際貿易の円滑化に寄与することが期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の技術動向および実際の使用状況を踏まえ、適用対象となる光ファイバ素線の品種に、イントラコネクシオン用光ファイバ素線及び偏波保持光ファイバ素線の2種の素線を追加する。 ・現行JISは2001年版と古く、箇条構成がISO/IEC Directives Part2に従っておらず、引用規格も改正されているため、これらを整合化して改める。 	—	(1)IEC 60793-2:2019 Optical fibres - Part 2: Product specifications - General (2)IEC/CDV 60794-3:2022 Optical fibre cables - Part 3: Sectional specification - Outdoor cables	MOD	第2条の該当号: 1(種類、性能)	法律の目的に適合している。	<p>利点: キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月